

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（目次）

変更前	変更後	変更理由
<p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.45 大型廃棄物保管庫・・・・・・・・・・・・・ II-2-45-1</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.45 大型廃棄物保管庫・・・・・・・・・・・・・ II-2-45-1</p> <p><u>2.46 減容処理設備・・・・・・・・・・・・・ II-2-46-1</u></p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>減容処理設備の設置に伴う追加</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>1.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理</p> <p>（中略）</p> <p>詳細は，下記の項目を参照。 Ⅱ.2.10, Ⅱ.2.17, Ⅱ.2.44, Ⅱ.2.45, Ⅲ.3.2.1</p> <p>（以下，省略）</p>	<p>1.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理</p> <p>（中略）</p> <p>詳細は，下記の項目を参照。 Ⅱ.2.10, Ⅱ.2.17, <u>Ⅱ.2.42</u>, Ⅱ.2.44, Ⅱ.2.45, <u>Ⅱ.2.46</u>, Ⅲ.3.2.1</p> <p>（以下，省略）</p>	<p>大型機器除染設備及び減容処理設備の設置に伴い追記</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.46 減容処理設備）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<p><u>2.46 減容処理設備</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(以下、省略)</u></p>	減容処理設備の設置に伴う追加

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表8 1-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p><u>(3) 金属及びコンクリート廃棄物は、運用支援GMが減容処理設備で減容し、減容した廃棄物を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</u></p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表8 1-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。<u>また、運用支援GMが減容処理設備で減容する場合には、減容した瓦礫等を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリアに保管する。</u></p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																																																												
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="83 520 1160 793"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="83 898 1160 1140"> <thead> <tr> <th>大型廃棄物保管庫排気口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大型廃棄物保管庫排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気設備運転時)</td> <td rowspan="2">固体廃棄物GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)</td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	大型廃棄物保管庫排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 520 2380 793"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1302 898 2380 1140"> <thead> <tr> <th>大型廃棄物保管庫排気口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大型廃棄物保管庫排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気設備運転時)</td> <td rowspan="2">固体廃棄物GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1302 1140 2380 1381"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>減容処理設備排気口</u></td> <td><u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> <td rowspan="2"><u>運用支援GM</u></td> </tr> <tr> <td><u>ストロンチウム90濃度</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	大型廃棄物保管庫排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)	<u>減容処理設備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>運用支援GM</u>	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																										
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																											
大型廃棄物保管庫排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																										
大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)																																																											
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																										
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																											
大型廃棄物保管庫排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																										
大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)																																																											
<u>減容処理設備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>運用支援GM</u>																																																										
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>																																																											

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{*2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表120-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p><u>(4) 金属及びコンクリート廃棄物は、運用支援GMが減容処理設備で減容し、減容した廃棄物を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</u></p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{*2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表120-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。</p> <p>（1）発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>（2）発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>（3）伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。<u>また、運用支援GMが減容処理設備で減容する場合には、減容した瓦礫等を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリアに保管する。</u></p> <p>（1）発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>（2）発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>（3）伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																				
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運用支援GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 当直長又は運用支援GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="92 657 1169 1209"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉 共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援 GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム 90濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運用支援 GM	ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="1311 657 2389 1451"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉 共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援 GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム 90濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>・減容処理設 備排気口</u></td> <td><u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)</u> <u>ストロンチウム 90濃度</u></td> <td><u>試料放射能 測定装置</u> <u>試料放射能 測定装置</u></td> <td><u>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u> <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u></td> <td><u>運用支援 GM</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運用支援 GM	ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)		<u>・減容処理設 備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)</u> <u>ストロンチウム 90濃度</u>	<u>試料放射能 測定装置</u> <u>試料放射能 測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u> <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u>	<u>運用支援 GM</u>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																	
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																		
	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運用支援 GM																																																	
		ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																		
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																	
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																		
	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運用支援 GM																																																	
		ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																		
	<u>・減容処理設 備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)</u> <u>ストロンチウム 90濃度</u>	<u>試料放射能 測定装置</u> <u>試料放射能 測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u> <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u>	<u>運用支援 GM</u>																																																	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(変更なし)</p>

変更前

変更後

変更理由

表118-1 所員への保安教育実施方針(総括表)

大分類	中分類	小分類(項目)	内容	実施時期	対象者及び教育時間※2				
					当直長 当直副長	当直主任 当直副主任	運転員※3	運転員以外の 技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時(新規配属時)	◎	◎	◎	◎	◎
		設備概要、主要システムの機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主系統の構造の概要、性能に関すること 原子炉冷却系等主系統の構造の概要、性能に関すること 非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎
放射線業務従事者教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	放射線管理に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定に関すること 放射線防護が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 放射性物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	管理区域内において、燃料物質、使用済燃料または放射性物質の取扱い業務に従事する時	◎	◎	◎	◎	◎
		燃料管理に関すること	燃料管理に関すること 燃料の運搬及び貯蔵等、原子力施設内活動に関すること 燃料の運搬及び貯蔵等、原子力施設内活動に関すること (トランシエントマネジメントに対応を含む)		◎	◎	◎	◎	◎
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること 運転上の留意点に関すること 異常時の対応に関すること 定期試験実施に関すること 定例試験実施に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央操作室内対応) シミュレーション訓練Ⅰ(原員専任訓練) シミュレーション訓練Ⅱ(原員専任訓練) シミュレーション訓練Ⅲ(異常時・警報発生時の判断・指揮命令)	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関すること	放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 燃料管理に関すること 燃料管理に関すること		◎	◎	◎	◎	◎

対象者、実施時期及び教育時間については、表118-2参照

対象者、実施時期及び教育時間については、表118-3参照

対象者、実施時期及び教育時間については、表118-3参照

◎：全員が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)
○：業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に濃淡はあり)
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

表118-1 所員への保安教育実施方針(総括表)

大分類	中分類	小分類(項目)	内容	実施時期	対象者及び教育時間※2				
					当直長 当直副長	当直主任 当直副主任	運転員※3	運転員以外の 技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時(新規配属時)	◎	◎	◎	◎	◎
		設備概要、主要システムの機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主系統の構造の概要、性能に関すること 原子炉冷却系等主系統の構造の概要、性能に関すること 非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎
放射線業務従事者教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	放射線管理に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 放射性物質が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 放射性物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	管理区域内において、燃料物質、使用済燃料または放射性物質の取扱い業務に従事する時	◎	◎	◎	◎	◎
		燃料管理に関すること	燃料管理に関すること 燃料の運搬及び貯蔵等、原子力施設内活動に関すること 燃料の運搬及び貯蔵等、原子力施設内活動に関すること (トランシエントマネジメントに対応を含む)		◎	◎	◎	◎	◎
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること 運転上の留意点に関すること 異常時の対応に関すること 定期試験実施に関すること 定例試験実施に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央操作室内対応) シミュレーション訓練Ⅰ(原員専任訓練) シミュレーション訓練Ⅱ(原員専任訓練) シミュレーション訓練Ⅲ(異常時・警報発生時の判断・指揮命令)	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関すること	放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 放射線管理に関すること 燃料管理に関すること 燃料管理に関すること		◎	◎	◎	◎	◎

対象者、実施時期及び教育時間については、表118-2参照

対象者、実施時期及び教育時間については、表118-3参照

対象者、実施時期及び教育時間については、表118-3参照

◎：全員が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)
○：業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に濃淡はあり)
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

記載の適正化

(中略)

(中略)

表118-3

所員への保安教育実施方針(運転員)

中分類	保安教育の内容		内 容	対象者※1 運転員※2				実施時期及び教育時間
	小分類 (項目)	細目		当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	燃料取扱いの 業務に携わる者	燃料取扱いの 業務に携わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する 原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転上の規則についての概要	運転上の規則についての概要	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で24時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転点検・定期試験 I	運転点検・定期試験 I	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		異常時対応 (現場機器対応)	異常時対応 (現場機器対応)	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転管理 II	運転管理 II	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転点検・定期試験 II	運転点検・定期試験 II	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		異常時対応 (中央操作室内対応)	異常時対応 (中央操作室内対応)	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転管理 III	運転管理 III	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		異常時対応 (指環、状況判断)	異常時対応 (指環、状況判断)	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		シミュレータ訓練 I	シミュレータ訓練 I	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
シミュレータ訓練 II	シミュレータ訓練 II	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)			
放射線防護及び核燃料物質並びに放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射線防護及び核燃料物質並びに放射性廃棄物の取扱いに関する事項	定期検査時の管理項目の概要	定期検査時の管理項目の概要	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	
		定期検査時の管理項目の根拠	定期検査時の管理項目の根拠	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	
燃料管理	燃料管理	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	
		燃料の運搬及び貯蔵に関する事項	燃料の運搬及び貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	

◎：全員が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡はあり)
 ×：教育の対象外
 ※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：運転員には作業管理グループ員を含む。
 ※3：記載する同一細目であつても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ※4：この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

変 更 前

表118-3

所員への保安教育実施方針(運転員)

中分類	保安教育の内容		内 容	対象者※1 運転員※2				実施時期及び教育時間
	小分類 (項目)	細目		当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	燃料取扱いの 業務に携わる者	燃料取扱いの 業務に携わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する 原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転上の規則についての概要	運転上の規則についての概要	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で24時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転点検・定期試験 I	運転点検・定期試験 I	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		異常時対応 (現場機器対応)	異常時対応 (現場機器対応)	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転管理 II	運転管理 II	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転点検・定期試験 II	運転点検・定期試験 II	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		異常時対応 (中央操作室内対応)	異常時対応 (中央操作室内対応)	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		運転管理 III	運転管理 III	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		異常時対応 (指環、状況判断)	異常時対応 (指環、状況判断)	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
		シミュレータ訓練 I	シミュレータ訓練 I	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)	
シミュレータ訓練 II	シミュレータ訓練 II	◎	◎	◎	<燃料取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同時内)			
放射線防護及び核燃料物質並びに放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射線防護及び核燃料物質並びに放射性廃棄物の取扱いに関する事項	定期検査時の管理項目の概要	定期検査時の管理項目の概要	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	
		定期検査時の管理項目の根拠	定期検査時の管理項目の根拠	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	
燃料管理	燃料管理	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	
		燃料の運搬及び貯蔵に関する事項	燃料の運搬及び貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、燃料取扱員> 3年間で9時間以上	

◎：全員が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡はあり)
 ×：教育の対象外
 ※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：運転員には作業管理グループ員を含む。
 ※3：記載する同一細目であつても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ※4：この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

変 更 後

変 更 理 由

記載の適正化

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明</p> <p>2.1 放射性廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。 (1)発生源 (中略)</p> <p>q. 大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫からの排気は，フィルタを通し放射性物質を除去した後に，排気口から放出する。1.（使用済セシウム吸着塔一時保管施設）と同様，保管対象である吸着塔内の吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。更にフィルタを通し十分低い濃度になることから，大型廃棄物保管庫からの放射性物質の放出は極めて少ないと評価している。</p> <p>(2)放出管理の方法 気体廃棄物について，原子炉格納容器ガス管理設備により環境中への放出量を抑制するとともに各建屋において可能かつ適切な箇所において放出監視を行っていく。 (中略)</p> <p>⑰大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫において，空気中の放射性物質を定期的（建屋換気設備運転時）及び必要の都度ダストサンプラで採取し，放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種，全ベータ放射能，ストロンチウム90濃度）を測定する。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明</p> <p>2.1 放射性廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。 (1)発生源 (中略)</p> <p>q. 大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫からの排気は，フィルタを通し放射性物質を除去した後に，排気口から放出する。1.（使用済セシウム吸着塔一時保管施設）と同様，保管対象である吸着塔内の吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。更にフィルタを通し十分低い濃度になることから，大型廃棄物保管庫からの放射性物質の放出は極めて少ないと評価している。</p> <p><u>r. 減容処理設備</u> <u>減容処理設備からの排気は，フィルタを通し放射性物質を除去した後に，建屋換気排気口から放出する。</u> <u>フィルタを通し十分低い濃度になることから，減容処理設備からの放射性物質の放出は極めて少ないと評価している。</u></p> <p>(2)放出管理の方法 気体廃棄物について，原子炉格納容器ガス管理設備により環境中への放出量を抑制するとともに各建屋において可能かつ適切な箇所において放出監視を行っていく。 (中略)</p> <p>⑰大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫において，空気中の放射性物質を定期的（建屋換気設備運転時）及び必要の都度ダストサンプラで採取し，放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種，全ベータ放射能，ストロンチウム90濃度）を測定する。</p> <p><u>⑱減容処理設備</u> <u>減容処理設備排気口において，空気中の放射性物質を定期的（建屋換気空調系運転時）及び必要の都度ダストサンプラで採取し，放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種，全ベータ放射能，ストロンチウム90濃度）を測定する。</u></p> <p>(以下，省略)</p>	<p>減容処理設備の記載の追加</p> <p>減容処理設備の記載の追加</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>(中略)</p>	<p>図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>(中略)</p>	<p>減容処理設備の記載の追加</p>

変更前						変更後						変更理由
添付資料－4 敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果						添付資料－4 敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果						減容処理設備の評価結果を反映
敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	
No.1	T.P.約4	0.06	No.51	T.P.約32	0.02	No.1	T.P.約4	0.06	No.51	T.P.約32	0.02	
No.2	T.P.約18	0.11	No.52	T.P.約39	0.03	No.2	T.P.約18	0.11	No.52	T.P.約39	0.03	
No.3	T.P.約18	0.10	No.53	T.P.約39	0.16	No.3	T.P.約18	0.10	No.53	T.P.約39	0.16	
No.4	T.P.約19	0.18	No.54	T.P.約39	0.16	No.4	T.P.約19	0.18	No.54	T.P.約39	0.16	
No.5	T.P.約16	0.29	No.55	T.P.約39	0.04	No.5	T.P.約16	0.29	No.55	T.P.約39	0.04	
No.6	T.P.約16	0.29	No.56	T.P.約33	0.01	No.6	T.P.約16	0.29	No.56	T.P.約33	0.01	
No.7	T.P.約21	0.53	No.57	T.P.約39	0.02	No.7	T.P.約21	0.53	No.57	T.P.約39	0.02	
No.8	T.P.約16	0.31	No.58	T.P.約39	0.04	No.8	T.P.約16	0.31	No.58	T.P.約39	0.04	
No.9	T.P.約14	0.17	No.59	T.P.約39	0.09	No.9	T.P.約14	0.17	No.59	T.P.約39	0.09	
No.10	T.P.約15	0.09	No.60	T.P.約41	0.05	No.10	T.P.約15	0.09	No.60	T.P.約41	0.05	
No.11	T.P.約17	0.18	No.61	T.P.約42	0.02	No.11	T.P.約17	0.18	No.61	T.P.約42	0.02	
No.12	T.P.約17	0.14	No.62	T.P.約38	0.02	No.12	T.P.約17	0.14	No.62	T.P.約38	0.02	
No.13	T.P.約16	0.14	No.63	T.P.約44	0.04	No.13	T.P.約16	0.14	No.63	T.P.約44	0.04	
No.14	T.P.約18	0.14	No.64	T.P.約44	0.07	No.14	T.P.約18	0.14	No.64	T.P.約44	0.07	
No.15	T.P.約21	0.12	No.65	T.P.約41	0.14	No.15	T.P.約21	0.12	No.65	T.P.約41	0.14	
No.16	T.P.約26	0.11	No.66	T.P.約40	0.54	No.16	T.P.約26	0.11	No.66	T.P.約40	0.54	
No.17	T.P.約34	0.16	No.67	T.P.約39	0.31	No.17	T.P.約34	0.16	No.67	T.P.約39	0.31	
No.18	T.P.約37	0.09	No.68	T.P.約37	0.43	No.18	T.P.約37	0.09	No.68	T.P.約37	0.43	
No.19	T.P.約33	0.03	No.69	T.P.約36	0.27	No.19	T.P.約33	0.03	No.69	T.P.約36	0.28	
No.20	T.P.約37	0.04	No.70	T.P.約35	0.59	No.20	T.P.約37	0.04	No.70	T.P.約35	0.59	
No.21	T.P.約38	0.03	No.71	T.P.約32	0.59	No.21	T.P.約38	0.03	No.71	T.P.約32	0.60	
No.22	T.P.約34	0.02	No.72	T.P.約29	0.51	No.22	T.P.約34	0.02	No.72	T.P.約29	0.52	
No.23	T.P.約35	0.02	No.73	T.P.約29	0.24	No.23	T.P.約35	0.02	No.73	T.P.約29	0.25	
No.24	T.P.約38	0.03	No.74	T.P.約35	0.11	No.24	T.P.約38	0.03	No.74	T.P.約35	0.11	
No.25	T.P.約39	0.03	No.75	T.P.約31	0.08	No.25	T.P.約39	0.03	No.75	T.P.約31	0.08	
No.26	T.P.約32	0.02	No.76	T.P.約31	0.12	No.26	T.P.約32	0.02	No.76	T.P.約31	0.12	
No.27	T.P.約31	0.01	No.77	T.P.約15	0.41	No.27	T.P.約31	0.01	No.77	T.P.約15	0.43	
No.28	T.P.約39	0.03	No.78	T.P.約19	0.46	No.28	T.P.約39	0.03	No.78	T.P.約19	0.49	
No.29	T.P.約39	0.11	No.79	T.P.約19	0.23	No.29	T.P.約39	0.11	No.79	T.P.約19	0.25	
No.30	T.P.約39	0.12	No.80	T.P.約19	0.08	No.30	T.P.約39	0.12	No.80	T.P.約19	0.08	
No.31	T.P.約39	0.04	No.81	T.P.約35	0.12	No.31	T.P.約39	0.04	No.81	T.P.約35	0.12	
No.32	T.P.約31	0.01	No.82	T.P.約38	0.22	No.32	T.P.約31	0.01	No.82	T.P.約38	0.22	
No.33	T.P.約33	0.01	No.83	T.P.約40	0.12	No.33	T.P.約33	0.01	No.83	T.P.約40	0.12	
No.34	T.P.約38	0.02	No.84	T.P.約41	0.05	No.34	T.P.約38	0.02	No.84	T.P.約41	0.05	
No.35	T.P.約38	0.02	No.85	T.P.約37	0.03	No.35	T.P.約38	0.02	No.85	T.P.約37	0.03	
No.36	T.P.約39	0.05	No.86	T.P.約33	0.05	No.36	T.P.約39	0.05	No.86	T.P.約33	0.05	
No.37	T.P.約39	0.13	No.87	T.P.約26	0.06	No.37	T.P.約39	0.13	No.87	T.P.約26	0.06	
No.38	T.P.約39	0.13	No.88	T.P.約22	0.15	No.38	T.P.約39	0.13	No.88	T.P.約22	0.15	
No.39	T.P.約39	0.04	No.89	T.P.約20	0.34	No.39	T.P.約39	0.04	No.89	T.P.約20	0.35	
No.40	T.P.約32	0.01	No.90	T.P.約20	0.49	No.40	T.P.約32	0.01	No.90	T.P.約20	0.49	
No.41	T.P.約31	0.01	No.91	T.P.約20	0.34	No.41	T.P.約31	0.01	No.91	T.P.約20	0.34	
No.42	T.P.約39	0.04	No.92	T.P.約21	0.51	No.42	T.P.約39	0.04	No.92	T.P.約21	0.51	
No.43	T.P.約39	0.11	No.93	T.P.約20	0.53	No.43	T.P.約39	0.11	No.93	T.P.約20	0.53	
No.44	T.P.約39	0.11	No.94	T.P.約28	0.41	No.44	T.P.約39	0.11	No.94	T.P.約28	0.41	
No.45	T.P.約39	0.04	No.95	T.P.約21	0.27	No.45	T.P.約39	0.04	No.95	T.P.約21	0.27	
No.46	T.P.約30	0.01	No.96	T.P.約19	0.15	No.46	T.P.約30	0.01	No.96	T.P.約19	0.15	
No.47	T.P.約32	0.01	No.97	T.P.約15	0.06	No.47	T.P.約32	0.01	No.97	T.P.約15	0.06	
No.48	T.P.約39	0.03	No.98	T.P.約23	0.08	No.48	T.P.約39	0.03	No.98	T.P.約23	0.08	
No.49	T.P.約39	0.03	No.99	T.P.約25	0.04	No.49	T.P.約39	0.03	No.99	T.P.約25	0.04	
No.50	T.P.約35	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02	No.50	T.P.約35	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02	
(中略)						(中略)						

変更前	変更後	変更理由
<p>2.2.4 線量評価のまとめ</p> <p>現状の設備の運用により、気体廃棄物放出分で約0.03mSv/年、敷地内各施設からの直接線及びスカイシャイン線の線量分で約 0.59mSv/年、放射性液体廃棄物等の排水分で約0.22mSv/年、構内散水した堰内雨水の処理済水のH-3を吸入摂取した場合の敷地境界の実効線量は約3.3×10^{-2}mSv/年、構内散水した5・6号機滞留水の処理済水の地表に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量は約4.2×10^{-2}mSv/年となり合計約0.92mSv/年となる^{注)}。</p> <p>注) 四捨五入した数値を記載しているため、合算値が合計と合わない場合がある。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2.2.4 線量評価のまとめ</p> <p>現状の設備の運用により、気体廃棄物放出分で約0.03mSv/年、敷地内各施設からの直接線及びスカイシャイン線の線量分で約 0.60mSv/年、放射性液体廃棄物等の排水分で約0.22mSv/年、構内散水した堰内雨水の処理済水のH-3を吸入摂取した場合の敷地境界の実効線量は約3.3×10^{-2}mSv/年、構内散水した5・6号機滞留水の処理済水の地表に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量は約4.2×10^{-2}mSv/年となり合計約0.92mSv/年となる^{注)}。</p> <p>注) 四捨五入した数値を記載しているため、合算値が合計と合わない場合がある。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>減容処理設備の評価結果を反映</p>